

たいにいい・ぼっくすつうしん

Vol.105

令和5年
12月15日

安心して利用できる福祉は未来。

年の背なので、穏やかな気持ちで新年を迎えたいものです。それでも、相も変わらず、立て続けに障がい者虐待のニュースが舞い込んでくる朝を迎え、久しぶりに会った以前の職場の同僚は、「福祉の仕事が嫌になってしまった」と畑違いの転職を決意したと胸の内を明かすのでした。

利用者の人権を保護し、虐待を事前に防止するために様々な制度が整備されています。障がい者虐待防止委員の設置、法令遵守責任者の任命、事業所の保護者・利用者による評価と自己評価、身体拘束に関する事前の伺いとその記録、そして虐待の発生時の通報義務などが挙げられます。

障がい者虐待防止委員会の設置は昨年度に義務付けられました。当法人は、2ヶ月ごと（法的には年に1回以上が義務）に委員会を開催し、各事業所での身体拘束の状況共有と、虐待事例を取り上げて、虐待の背景となる状況の検証と再発防止策の検討をします。職員間のコミュニケーションに課題はないか、虐待が起こりやすい職場環境に陥ってないかなどが目的として挙げられます。事業所の保護者・利用者による評価と自己評価は、毎年同時期に集計結果をホームページ掲載しています。また、先日、相模原市より、保育所等における性被害防止対策への支援を目的とした補助制度が創設される見込みがあるようで、各事業所における現在のプライバシー保護や性被害防止対策の状況や対策の強化等についてのアンケート調査がありました。これらの取り組みに関し、抑止の効果はあるかもしれませんが、悪意のある虐待のニュースを目の当たりにすると、いずれの内容も無効だと思わざるを得ないのが正直な意見です。

事業所や施設を安心して利用をしたいのは当然のことです。同時に、サービスを提供する側も、安心して利用してほしい思いがあるのは当然のはずですが……。虐待報道の内容は上澄みだけで不明な部分が多くありますが、もっと別のところに、サービスを提供する側の福祉観や倫理観がそぐわない問題があるような気がしてなりません。サービス提供の関係者は、福祉の職に高い意識を持って従事している人の気持ちを削ぐようなことはしないでほしいと心から願います。

たいにいい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております。

第三者委員を設置しています ～お知らせ～

各事業所は第三者委員を設置しています。目的は「事業者が利用者の苦情を隠ぺいすることや密室化することを防ぎ、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します」となっています。事業者が直接苦情を受け付けた際は報告を受け、直接の苦情窓口ともなっています。虐待の発覚や疑いがあったなど、どのような苦情内容でも構いませんのでご連絡してください。

第三者委員 若林 輝雄（南新町自治会長）

中村 洋子（旭町自治会長）

梅田 稔（保護司）

※連絡先については重要事項説明書をご覧ください。

1月の予定

冬季長期休暇期間計画書参照

1月 休業日

1日 2日 3日

6日 7日 8日

13日 14日

20日 21日

27日 28日

